

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	44		府 省 庁 名	経 済 産 業 省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 <u>事業所税</u> その他（ ）			
要望 項目名	沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等			
要望内容 (概要)	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例について、税制上の特例措置の延長・拡充を講じる。 ・特例措置の延長・拡充の内容 ①延長：情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区において、上記の法人税負担の軽減となる特例措置の延長が認められた場合、法人住民税（法人税割）及び事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）。 那覇市内において 1,000 万円を超える情報通信業務に供する機械等及び 1 億円を超える建物等を新・増設した法人は、当該事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の対象床面積のうち、1／2に相当する面積を 5 年間控除 ②拡充：対象事業を見直した上で、情報通信産業振興地域を県内全域へ拡大			
関係条文	・ 沖縄振興特別措置法 第 31 条、第 32 条 ・ 租税特別措置法 第 42 条の 9、第 60 条、 ・ 租税特別措置法施行令 第 27 条の 9、第 36 条 ・ 租税特別措置法施行規則 第 20 条の 4、第 21 条の 17 の 3 ・ 地方税法 第 23 条第 1 項第 3 号、第 51 条第 2 項、第 72 条第 1 項第 3 号、 第 72 条の 12 第 3 号、第 72 条の 23 第 1 項、第 292 条第 1 項第 3 号、第 313 条第 2 項 ・ 地方税法附則 第 33 条第 2 項 ・ 地方税法施行令 附則第 16 条の 2 の 8 第 2 項			
減収 見込額	[初年度] ▲3 （ ▲13 ） [平年度] ▲3 （ ▲13 ） [改正増減収額] — (単位：百万円)			
要望理由	(1) 政策目的 情報通信産業の更なる集積と設備投資を促しながら、情報通信産業の高度化を通じた売上向上を図り、最終的に一人当たり県民所得の向上を目指す。 (2) 施策の必要性 沖縄は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱え、一人当たり県民所得は全国最下位である。こうした沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み沖縄振興策が講じられているところ、情報通信産業は、本土との遠隔性やアジアとの近接性などの沖縄の特性を最大限に活かすことで、観光産業に次ぐリーディング産業として成長が期待される分野である。情報通信産業の更なる集積と設備投資を促しながら当該産業の売上高を増加させる必要がある。			
本要望に対応する縮減案	—			

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】1 経済構造改革の推進及び地域経済の発展 【施策】1 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	租税特別措置等により達成しようとする目標 本特例措置の活用により、情報通信関連作業の立地を促進するとともに、投資意欲を高めることで、情報通信産業の高度化を通じて当該産業の売上増加へとつなげる。 ○達成目標 ・ 情報通信産業の売上高 令和 11 年度：5,342 億円 ・ 本特例措置活用事業者の設備投資額 令和 11 年度：3 億円 ・ 情報通信産業の新規立地企業数 令和 11 年度：30 社 （算出方法） 令和 5 年度の一人当たり県民所得（231 万 5 千円）（実績）と令和 13 年度に一人当たり県民所得 291 万円という値を基に必要な年平均増加額（7.4 万円）から、令和 11 年度に必要な一人当たり県民所得 276 万 1 千円を推計。 令和 11 年度の一人当たり県民所得を達成するために必要な令和 11 年度の情報通信産業の売上高の目標を 5,342 億円と設定。 これを元に令和 11 年度の情報通信産業の売上高を達成するために必要な目標投資額を 3 億円と設定。 令和 13 年度の情報通信関連企業の集積を 300 社としており、そこから年平均の新規立地企業数を設定。 ○測定指標 ・ 情報通信産業の売上高 ・ 本特例措置活用事業者の設備投資額 ・ 情報通信産業の新規立地企業数 ○達成目標の変更理由 従前の達成目標は、本特例措置を活用した新規立地企業の数及び本特例措置を活用した企業の労働生産性上昇率を設定していた。 今回要望では、令和 4 年度から新たに導入した県知事認定及び主務大臣確認制度並びに租税特別措置の自己点検を踏まえて更に具体的に本特例措置の効果測定を検証するため、政策目的として、一人当たり県民所等を設定したうえで、政策目的に対して本特例措置がどれだけ寄与しているのかを定量的に分析できるよう、達成目標を変更した。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和 12 年 3 月 31 日までの 3 年間

	同上の期間中の達成目標	○情報通信産業の売上高	令和9年度	令和10年度	令和11年度
			5,054億円	5,198億円	5,342億円
		○本特例措置活用事業者の設備投資額	令和9年度	令和10年度	令和11年度
			3億円	3億円	3億円
		○情報通信産業の新規立地企業数	令和9年度	令和10年度	令和11年度
			30社	30社	30社
政策目標の達成状況		○過去の達成状況			
		・情報通信産業の売上高	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			4,031億円	4,464億円	4,794億円
		・本特例措置活用事業者の設備投資額	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			2億円	39億円	13億円
		・情報通信産業の新規立地企業数	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		35社	4社	—	
		※令和6年度についてはデータなし。			
有効性	要望の措置の適用見込み	今後、平年度で所得控除4件（22百万円）、投資税額控除14件（463百万円）の適用を見込む。			
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進しその高度化に寄与する。 なお、情報通信産業の売上高は令和4年度から令和6年度において763億円増加した。			
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・法人税の軽減 ・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置			

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	事業者の投資判断は事業者ごとにそのタイミングが異なるところ、単年度ごとの申請時期が定まっている補助金では不十分であり、事業者へ効果的にインセンティブを与え、情報通信産業振興地域・特別地区への立地や設備投資を促す手段としては、各事業者が一定の裁量の元で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことができる当該措置が的確な手段である。 また、当該措置は、主務大臣による確認制度を導入し、付加価値等の所定の要件を充足する事業者に限り本特例措置の適用を認めている。あわせて、措置実施期間中は毎事業年度に実施状況報告書の提出を義務付けており、事業者が策定した措置実施計画の進捗及び達成状況の把握が可能である。これにより、当該措置には一定の規律が担保され、設備投資の効果が見込まれる事業者に対象が限定されている。したがって、当該措置は、適用対象及び内容のいずれの観点からも必要最小限のものと考えられる。 税制を活用した新規立地企業の適用実績が少ない理由として、新規立地企業が所得控除制度の適用を受けるための事業認定要件（情報通信産業特別地区において、専ら特定情報通信事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた企業に限定されている。）が厳格となっており、これを満たすことができる企業が少ない等の理由により、認定企業が僅少な状況となっている。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項

税負担軽減措置等の適用実績

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績

税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）

前回要望時の達成目標

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

(過去5年間の適用実績)

(単位：件、百万円)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
所得控除	適用件数	1	1	1	1	1
	減収額	1	1	1	2	2
投資税額控除	適用件数	13	8	6	5	6
	減収額	526	104	330	119	234
法人住民税	適用件数	14	9	7	6	7
	減収額	37	7	23	8	17
事業税	適用件数	14	9	7	6	7
	減収額	0	0	0	0	0
事業所税	適用件数	1	1	2	1	1
	減収額	0	0	1	0	0

※令和3年度～6年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）における実績、令和7年度は沖縄県調査に基づいて算出。
※事業所税については、沖縄県「国際物流拠点産業集積計画の実施状況について」。

(令和6年度実績)

・ 沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
法人住民税 8,328 千円、事業税 ー

・ 沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除
法人住民税 133 千円、事業税 730 千円

※事業税に地方法人特別税を含んでいる。
※国税に連動しない場合は「ー」を記載。

本特例措置の活用により、情報通信関連企業の立地を促進するとともに、投資意欲を高めることで、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、情報通信産業の高度化を通じて当該産業の売上増加へとつなげる。
また、更なる情報通信関連企業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光など他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。
令和6年度の一人当たり県民所得は未確定であるものの、本特例措置活用事業者の設備投資額は、令和4年度から令和6年度までの合計 54 億円であり、その投資による効果として令和4年度以降の当該措置適用事業者の令和6年度の付加価値額増加分は約 14 億円であることから、令和6年度の一人当たり県民所得の向上に一定程度寄与していると考えられる。

・ 本制度を活用した新規立地企業の数 2 社以上／年
・ 本制度を活用した企業の労働生産性上昇率を平年間で 1.2%以上向上

前回要望時に設定した測定指標について、本特例措置を活用した新規立地企業数については目標を満たせなかった。
本特例措置を活用した企業の労働生産性上昇率は、令和5年度は未達であったが、令和6年度は達成していた。
新規立地企業数及び令和5年度の労働生産性上昇率について目標を満たせなかった理由としては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、企業が沖縄県への立地に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じたことが要因の一つと考えられる。

これまでの要望経緯	平成 10 年 ・ 情報通信産業振興地域の創設 平成 14 年 ・ 5 年間延長 ・ 情報通信産業特別地区の創設 平成 19 年 ・ 5 年間延長 ・ 情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長及び拡充（常時従業員数要件 20 名以上を 10 名以上へ緩和） 平成 24 年 ・ 5 年間延長 ・ 情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区（うるま市）を追加。 ・ 特定情報通信事業にバックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加 等 平成 26 年 ・ 地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲 ・ 事業認定に係る常時従業員数要件の緩和（10 人→5 人） ・ 特定情報通信事業に情報通信機器相互接続検証事業を追加 ・ 投資税額控除の下限取得価額の引き下げ （機械・装置、特定の器具・備品 1,000 万円超→100 万円超） 平成 29 年 ・ 2 年間延長 平成 31 年 ・ 2 年間延長 令和 3 年度 ・ 1 年間延長 令和 4 年度 ・ 3 年間延長 ・ 情報通信産業振興地域における対象事業から情報記録物製造業ほかを廃止 ・ 情報通信産業特別地区における対象事業として情報システム開発業ほかを追加し、インターネット・サービス・プロバイダ及びインターネット・エクスチェンジは廃止 ・ 課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入 令和 7 年度 ・ 2 年間延長（パッケージソフトウェア業を廃止）
------------------	--